

天皇制とキリスト者の意識

——日本における人間形成の一問題として——

武田清子

— 日本における天皇制の問題 —

日本におけるキリスト教々育哲学の問題を追求することが私共の課題であるが、それは、一つの歴史的、文化的現実とキリスト教の真理との出あいの場において、キリスト教の真理がどのようにその非キリスト教的土壤の質を変革して、その土壤のふところにキリスト教の生命を芽生えさせ、キリスト者としての人間を形成するかということであるが、これはまた同時に、キリスト教がその土質によってどのように規制を受けるかという問題をも重要な課題として含んでいる。導入されて約百年に亘とする日本プロテスタントが、明治以来の歴史の歩みを通して、至難な開拓の働きをして來たと共に、どのように日本化され、その本質をゆがめられて來たかは、教会の歩みを冷厳に正視する時、無視出来ない事実だからである。こうした問題を究明するためには、日本人人々の意識や人間関係や生活の在り方、社会機構などの全体を貫いて見出すところの「日本の土」に内在した人間觀とキリスト教人間觀との関係を現実的に問い合わせ、キリスト教に基いた人間形成をばばむ障害となつたものの本質をた

んねんに見きわめることが必要な基礎工事だと思う。それなしには、キリスト教は日本における人間形成力、歴史形成力としては、具体性を持たず、抽象的な教義に終ることになるからである。そして、こうした問題の究明には、明治以来生み出されて来た日本のキリスト者の意識を歴史的土壤がどのように規定して来たかを追求することが一つの重要な仕事だと思う。

日本におけるキリスト者の意識を規定し、性格づけることによつて、本質的にはその信仰の質をも歴史的に規定して來たものの一つとして考えられるのは、天皇制の問題だと云えるのではないかと思う。なぜなら、天皇制、ことに明治以来確立されて來た絶対主義的君主制としての天皇制は、只単に政治上の支配形態、或は、一国の元首の在り方であるだけではなくて、天皇への忠を絶対的基盤として、親への孝、長幼の嚴重な序列、上級者への服従など、儒教的封建思想を総動員して形成された倫理体系でもあり、忠君愛国思想の名のもとに、その目的にかなつた人間像の鑄型をもつて組織的に上から国民を教化したところの絶対主義的国家主義思想としての天皇制、イデオロギーでもあつたからである。従つて、これは、数十年にわたる教化の過程を通して、近代日本人の人間の意識を規定し、その人間関係や生活の在り方のすべてを根本的に性格づける宗教的、倫理的力ともなつて、日本人の血の中に流れる潜在的意識のようなものにまでなつて來たと云えよう。

もつともこうした天皇制的意識は、明治以後の產物だけではなくて、その基盤となる日本人の権威主義、或は、権威至上主義的な思惟構造は、日本の歴史を貫いて見出されるものであり、中村元氏もその『日本人の思惟方法⁽¹⁾』の中で指摘しておられるように、権力による隸属関係が支配的な封建社会における身分倫理となり、國家

至上主義の時代における天皇に対する服従の倫理思想となつて來た。こうした天皇制的意識の支配する日本に導入される時、仏教も儒教もその本来の性格を失い、封建君主或は天皇の権威をささえ、日本の國家主義に適応するものにと解釈し直され、変質されて來た。「異国には大君の上に天帝あり、勅命の上に上天の命あり。吾國の大君は所謂天帝也。勅命は所謂天命と心得べし。」（玉木正英『藻塩草⁽²⁾』）とあるように、日本においては帝王（君）としての権威は、帝王の上にある別の原理から導き出されるのではなくて、帝王自身の人格のうちに内在していると考えられて來た。天皇は天命を受けた天子なのではなくて、天命を与える天帝なのであり、天下はまさしく一人（天皇）の天下であった。明治二六一二七年における「國家と宗教の衝突論争⁽³⁾」においても、仏教徒のキリスト教攻撃の論拠は、我が國では宗教は國体に同化し、皇室と一致し、皇室の保護を受けることが大切であり、仏教はかくして栄えて來たのであるが、日本でキリスト教が盛んにならないのは、國家に同化し、皇室及び政府の保護を受けることが出来ないからだということである。（日本において、あらゆる宗教が、天皇の権威のもとに平和的に安住しうる道を発見した時。その宗教の「神」は既に生命を失つたものとなつて來たという問題に関しては、拙論『天皇制と宗教』⁽⁴⁾ 参照）。

天皇制が宗教をゆがめて來たことについては、中村元氏の次の言葉もそれを明確に指摘するものである。「…天皇制が宗教教団に深刻にはいつてゐるんですね。どの時代からたどつたらいいのか、とにかくいろいろなかたちで現れています。例えば、第一に、門跡寺院というのがあるでしょう。皇室とか貴族の出身者は教団に入つても、特殊な待遇をされるのですね。…インドの記録なんかみますと、また玄奘三藏の旅行記などにもでております

が、皇帝といえどもひとたび出家して教団に入れば、教団の末席につくのですね。けつして順序をかえることは許されなかつた。ところが日本では、皇族貴族の出身者は出家して僧侶となつたあとでも上位につくから、門跡寺院というものがつくられた。また本願寺の世襲の形態は、親鸞上人の教義とはなんの関係もないことですね。

それこそ、教団の天皇制模倣ですね。明治以後いろいろ新興宗教の教団がでましたが、それらがみんな天皇制と同じ形態をとっていますね。どうしてああいうものがてくるのか。宗教々団の天皇制的形態が、その上の最高の皇室の権威に従属している。皇室の権威が上にあって、かつては教団の主長の家柄が伯爵とか男爵とかなんとかの地位を貰つていた。皇室の権威はかなり没落したけれども、天皇制的な形態は残つている。この問題は日本の特殊な社会的な構造から解明されるべきじゃないかと思うのですけれども、どうでしょうか。つまり純粹の宗教の形が歪められている。⁽⁵⁾

天皇制は、宗教を換骨脱胎して、己が権威のもとにかい馴らし、その本質を天皇制的なものにすりかえて来たという問題があるだけでなく、私共日本人の意識の中にも、家庭生活の中にも、社会生活の中にも、学会や労働組合や教団の中にさえも、そこにひそむ権威主義として存在している。それは、政治制度としての天皇制を支える社会的精神的基盤であり。天皇制的、カリストマ的権威による親分＝子分、主＝従関係をうみだす精神的傾向であり、また、それにもとづいた人間関係そのものもある。それは、外から来る圧力としてあるだけではなくて、むしろ日本の民衆の存在をささえる宗教的力でさえもあると云えよう。この問題を竹内好氏は次のように云つておられる。「天皇制というのは、民衆にとって、宗教の代用品になつていると思うのですね。天皇があるた

めに不安の感じがおこらないことがある。類似宗教が次々出てくるが、必ず天皇制を模倣しててくる。民衆が生きるための支えを求める時に必ずそうした新興宗教のまやかしに行かざるをえないというのは、天皇制があるためである。インテリですと、知識が媒介するから天皇制から脱却したい時に哲学へ行くこともできるし、社会科学へ行くこともできる。理性を働かすことによって脱却することができるが、しかしそれは生活の基盤から直接でなくて、中間に介在するものがある。……われわれがインテリとしてではなく、民衆の一員であると立場から考えて、知識や理性を媒介にしないで、生活の基盤から直接脱却する方法があるかどうか。自分が民衆の一人として考えた時に、天皇がない状態を想像できるか。今の天皇だけでなしに、あらゆる場所にいる天皇ですね。自分の心の中にいる天皇。これが除かれた状態を想像することは、非常に不安でたえられないのじゃないかと思う。……マルキシストたちが天皇制反対を唱えるとき、そこに考えられている天皇制は、制度としての天皇制であって、つまり外にあるものである。ハンマーをもつて一撃すれば壊れるものとして考えられているのではないか。自分の中心が失われるという不安の源として、考えられているのじゃない。⁽⁶⁾

丁度ひとでは、どんなに小さな部分を切りとつても、そこに指が生え出て、ひとでが出来上る様に、私共日本人の意識、生活形態、人間関係等には、常に天皇制のひとでがそこに出来上る要素が含まれていると、云えるのではないか。そういう意味における「天皇制」を私は問題にしたいのである。

日本における天皇制の問題を、概略以上のような問題をはらむものとして考える時、この天皇制が、キリスト教、或はもつと厳密に云えば、日本のキリスト者との関係において、どのような働きをなして来たか、キリスト

の権威に従うことによって凡ての地上的権威より自由なる人間として解き放たれた筈のキリスト者の意識を、絶対なる地上の権威として、キリスト教と最も矛盾する筈の天皇制がキリスト者自身、自覚すると否とにかくわらず、どのように規定し、また、色づけて来たかを究明するのが本文の課題であるが、（明治時代におけるこの問題の文書資料による研究の一部は、拙論『天皇制と宗教』及び『ICU教育研究』第一号所載『日本におけるキリスト教々育原理の一齣』参照）ここでは、特に、明治初年より今日にいたる現在存命中の日本のキリスト者の天皇制に関する考え方の第一次調査を資料として、この問題を問うてみたいと思う。

二 本調査の方法、及び対照

天皇制に関する日本のキリスト者の考え方を調査するために、次のような質問書を作成し、それを郵送して書き込んで貰つたのが大部分であり、ある人々は、訪問して面談し、それをこちらで書き込んだ。尚、この質問書の作成にいたる前に、異つた年齢層にわたる約十名の人たちに予備調査を行い、質問点、及び、質問の仕方を改めた。また、この調査の集計に数の上では入っていないが、これらの諸点に関し、長時間にわたって面談し、じっくりと御意見をうかがつた方が十名近くある。

国際キリスト教大学教育研究所 調査用紙

(お名前は決して書き込まないで下さい。出来れば御記入下さい。)
(しかし、無記名でもかまいません。)

姓 名

1. 年 月 日生

2. 性 別 男 女

3. 現職名

4. 専門

5. 現在所属の教会名、教派、或は、グループ名

6. 出身地

7. 生家の職業

8. 生家の宗教

9. 教育を受けられた学校名、及びその所在地

小学校

中学校

高 専

大 学

その他

10. キリスト教信者となられた場合

a) 入信の時期

b) 所属された教会(教派)、或はグループ

c) 信仰指導にあたった指導者(牧師その他)

d) 入信後の信仰生活に変化が起つた場合:その時期、及び原因
(例えば、教会から無教会へ移つたとか、一時信仰を捨てた等)

11. 天皇制は次のどれに該当するとあなたはお思いになりますか？ 該当するものに○印を附して下さい。
○印は一つ以上あっても結構です。尚、特に重要なものには○印を附して下さい。

政治上の制度

文化の基礎

日本民族独特的家族的結合の中心

信仰の対照

その他の

国家の基本となる秩序 国民生活の道徳的中心
国民性そのもの 日本人相互を結びつけるきづなとなるもの

12. 日本の政治制度としてどういう形態を希望されますか？ 希望されるものから順に番号をうって下さい。

- () 旧憲法の規定する天皇 () 天皇制の代りに社会主義的委員制度にする
() 新憲法の規定する天皇 () 天皇制の存否については国民投票によって決める
() 天制の代りに大統領制にする () その他

13. 天皇、或は、皇室についての伝統的な考え方に関して誰から（或は何から）一番強い影響をおうけになりましたか？ 強さの順に番号をうって下さい。

- () 親（家族） () 学校（修身教科書） () 教育勅語 () 尊敬する人 () 新聞
() 雑誌 () 書物 () 軍隊 () 職場 () 所属団体 () 教会 () その他

この伝統について批判的な考え方をもたれた場合、その影響を与えた人又は書物等

14. a) キリスト教信仰と忠君愛国心との関係についてどのようにお考えになりますか？ 肯定されるものにて○印を附して下さい。

調和する 対立的になり易い 矛盾する

- b) 二つの関係が対立的となり、或は矛盾を感じて苦しまれた事があつた場合は、その理由を記して下さい。（例へば、天皇の絶対性、或は、神格化とキリスト教の神への信仰との関係の矛盾のために、或は、神社参拝御真影奉安殿に対する挙礼などにおいて）

c) その矛盾をどう処理して来られましたか？　お差支なれば記して下さい。

d) 今までにこの問題の考え方へ変化のあつた場合は、その時期と原因とを記して下さい。

明治時代

大正時代

昭和の初期

戦時中

戦後

15. 教育勅語に關し、次の幾つかの考え方のうち、賛成されるものに○印を附して下さい。（一つ以上あっても結構です）
- a) 教育勅語は日本民族に獨特な国家、或は、天皇に対する態度を教えるものとして重要である。
- b) 教育勅語の内容は、民主的であり日本人にとって日常生活の倫理の基準を与えるものとして良い。

- c) 教育勅語そのものは明治時代にはよい役割を果したが、後に政治家や軍が悪用したことかいけない。
- d) 教育勅語の教えは、儒教倫理に基いており、封建的であって、民主主義と矛盾する。
- e) 教育勅語はキリスト教人間觀と矛盾する。
- f) 教育勅語はキリスト教人間觀と矛盾しない。

16. 終戦までの国定教科書の修身について

- a) 修身はあなたの日常生活における道徳的、倫理的規準を形づくる上に力がありましたか？ 肯定される方に○印を附して下さい。

あった
ない

- b) あった場合、そのお考えは今まで変りませんか？

変わった場合は
全部ですか
一部ですか

その理由

17. その他、皇室、及び天皇制に関する何か補足するごありましたら自由に述べて下さい。

次に調査の対象としては、年代別に次の六つの期間を区切り、その期間に青年時代を持つた人たちを求めた。

即ち

- (1) 日露戦争以前 (明治三八年以前) 明治二〇年以前生れ
- (2) 大正デモクラシー以前 (明治三九年一大正五年) 明治二一一三〇年生れ
- (3) 大正デモクラシー時代 (大正五年一大正末期) 明治三一一四〇年生れ
- (4) 左翼運動の高揚時代 (大正末期—昭和一一年) 明治四一一大正五年生れ
- (5) 日華事変より終戦 (昭和一二年—二〇年) 大正六一一五年生れ
- (9) 戦後 昭和二年以後生れ

対象は勿論両性にわたっているが、職業の種類としては、医師、政治家、弁護士、学者、教育者（校長、教師）、実業家、社会事業家、牧師（以上のうち大半はキリスト教年鑑による）サラリーマン、農民、工員、職業を持たぬ主婦等にわたるよう努めたため、調査用紙発送の時、既に、男子の人数の方が女子よりも多くなった。

約二百名に對して行われた調査に對する回答は、一四〇名（内男子一〇六名、女子三四名）から得ることが出来たのであるが、年令層は明治六年生れから昭和八年生れにわたっており、第一グループが二七名、第二グルーープが三一名、第三グループが二一名、第四グループが三〇名、第五グループが二〇名、第六グループが一一名である。戦後派は今度は試み程度に限定された人数にのみ調査用紙を送り、主として戦前派に重点をおいたので、

人数にアンバランスが出来たのはやむを得なかつた。教派別に云うと、聖公会所属一二名、諸小教派所属一〇名、無教会所属七名、であつて、三名の無所属を除くあとの全部が日本キリスト教団所属教会の信者である。本調査のために、實に、広範囲にわたるキリスト者の方々の眞実な御協力を賜つたことは本当に感謝であつた。

調査用紙を出来るだけ公平に各職域に分布して発送したにもかかわらず、回収の結果、回答者の職業は大体各分野にわたつてゐるのであるが、各グループに共通して、回答者の約半数が教育関係の人たち（学校長、教師、学者を含む）であったのは、こうした職域の人たちに、この調査問題に対する関心が深いことを示すものと云えるのではないかと思う。更に興味をひくことは、生家の職業には、農業が相当多いにもかかわらず（第三グループまでは、約三分の一、それ以後は半減）現職には農業が非常に少いことであり、農業、或は、商業の家庭を背景にして出て来た人たちの大部分がインテリとしての職業についていることが明らかになつてゐる。こうした傾向が日本のキリスト者の一般的特色であることは、今更云うまでもないが、生家の宗教は仏教が圧倒的に多いが、第三グループあたりからキリスト教が仏教に次ぐ数を示して來ているのが見られるし、また、学歴としては、専門学校、大学出身者が各グループを通じて、大体七〇一八五パーセントを占めているのは、よし悪しは別として、本調査の一つの特色である。しかも、その中に外国の大学を出でている人が第一、第二グループにおいては約三分の一を占めている。（その後はずつと減じて一名か二名であり、戦後派には無）。

本調査の対照は以上のような特色と制約とをもつてゐるが、一つ一つの回答が非常に真面目に眞実な態度で記

入してもらえたことは得難い収穫であった。それは本調査に対する非常に大きな賛意を表明して回答して下さった場合もそうであったが、また、本調査をスペイ的匂いを持つもの、日本人の心情にとっての大切なものを冒瀆するものとしての批判と怒りとをもつて回答して下さったものの場合もそうであった。

三 キリスト者の意識の三つのタイプ

この調査の回答全体を総合して見る時、日本のキリスト者（プロテスチント）の天皇制に関する意識には、どのような特色をもつたタイプが見られるであろうか？ 大別すれば、大体次の諸類型になるのではないかと思う。

- I 伝統主義的タイプ
- II 共存的タイプ
- A 媒介的肯定型
- B 媒介的否定型

III 対決的タイプ

これらのタイプの夫々の内容とそれのはらむ問題とを最初に考察してみたいと思う。

天皇制に関するキリスト者の意識を三つのタイプに分けて考えるにあたり、断つておきたいことは、日本のキ

リスト者は、その世代によつて天皇制の「重き」の全く異つた時代に生をいとなんで來たということを充分に頭に入れて考へる必要があると思う。ことに敗戦前と後とでは、その「重き」は比較にならぬほどの大きな相違がある。今日、勇敢に天皇制を批判し、対決的に否定するタイプの意識の持主であることの明白な人が、終戦前の、非国民、不敬罪などということでおびやかされていた時代に生をいとなんでいたとして、果して今日ほどの勇敢さで天皇制を否定したかといふと非常にあやしい場合がある。天皇制がどのような種類の重みをもつて国民にのしかかっていた時に、基本的意識の形成される青年期を過したかといふことが、三つのタイプのうちのいづれかへの傾斜を規定する重要な一要因をなして いたろうことは、考慮して評価する必要があると思う。しかし、また、同時に、この調査が戦後十年を経た今日の時代思潮の影響を充分に受けうる状況において行われ、これらの回答を得ているわけであるから、今日の状況下にあって尚これだけの意識の相違を示す回答がなされたとすることが出来ると思う。

I 伝統主義的タイプ

第一の伝統主義的タイプといふのは天皇制の正当化 (justification) を、キリスト教信仰の立場からするのではなくて、一般日本人のものの考え方には根深い伝統主義、即ち、情緒的、民族的、伝統的思惟によって、直接的に行われている場合である。云い方をかえると、情緒的、民族的、伝統的思惟から分離することなく、むしろ、その中にキリスト教が従属的に密着しているタイプである。

ところで、その「伝統主義的」ということの内容或は本質を定義づければ次のようなことである。

マックス・ウェーバーは、正当的支配に三つの純粹型があるとして、次の三つの型をあげている。

- (1)合理的支配——法規化された秩序の合法性、およびこの秩序によって支配を及ぼす権威を与えた者命令の合法性に対する信念にもとづく合法的支配 (legal authority)。この場合、合法的に法文化された没主觀的・非人格的秩序に対して服従がなされる。

(2)伝統的支配——古くより行われてきた伝統の神聖やそれにより権威を与えられた者の正当性に対する日常的信念にもとづく伝統的支配 (traditional authority)。この場合、伝統によって権威を与えられ、また伝統に拘束された首長の人格に対し習慣的な恭順によって服従がなされる。

(3)カリスマ的支配——ある人物およびかれによって啓示されもしくは制定された秩序のもの神聖とか超人的な力とかあるいは模範的資質への非日常的な帰依にもとづくカリスマ的支配 (charismatic authority)。この場合、カリスマ的に資格のある指導者そのものに対して服従がなされるのであり、人格的信頼、指導者のカリスマへの信仰によつている。⁽⁷⁾

日本の天皇制に関するキリスト者の考え方のうち、私が伝統主義的タイプと云う場合、それは、ウェーバーの云う支配の三つの型のうち、第二の伝統的支配の場合に見られるような、首長に対する習慣的な恭順による服従の意識を指しているのである。更に、これは、この「伝統的支配」の中でも特に、「家族的な（家）団体の内部で、明確な世襲的規則にもとづいて指定された個人が支配を行う」ところの家長制の性格を持ち、また、カリスマ的

支配が日常化し、伝統主義化されて、人格的カリスマの意味を実質的には失ってしまった世襲カリスマ（王位世襲の神聖への内面的拘束）の要素も含まれている。それが日本においては歴史を通して（明治維新以後特別な強調をもつてそのように国民を教育したわけであるが）培われて来たことにより、天皇が国民にとって、情緒的民族的なよりどころ、愛情と尊敬をもつて服従を自らせしめられる権威となって来ているのである。以上のような意味において、伝統主義的タイプという範疇をとり上げたわけである。

本調査における伝統主義的タイプの考え方は一人の人間の思惟と行動とを決定する一つの思想体系であるわけであるが、回答者の表現によつて次のような諸側面からその考え方の特徴を見ることが出来るのではないいかと思う。

A 家父長制的家族主義（即ち、血のつながり、或は、擬制的）の立場よりの正当化

天皇は「日本民族の宗家」であり、「民族最高の理想を集結して代表するところの血統による族長制度」であつて、「国民団結のカナメ」「日本国民を結合する中心」である。天皇は臣民の「親」であり、天皇と臣民との関係は「血統的親子の愛情関係と同様の関係」であり、臣民の天皇に対する気持は、「親をうやまう気持」「親に対する如く、理性をこえた尊敬と親愛感」だとする立場。

B 精神的、人格的、倫理的、権威からの正当化（いわばカリスマ的とも云うべき天皇に個有と見なされる権威による正当化）

天皇は「日本国民の精神的基礎であり」、日本国民を精神的、人格的、倫理的に導く何ものかが天皇にある。「天皇と國民とのつながりは、人格的、倫理的」である。「天皇は私共國民一人一人の幸福を誰よりも強く祈念する人である。」「天皇制が歴史を通してつづいて来たのは天皇が道徳的に正しいから」、「道徳的に正しいものがなければこそ、天皇制はつづいて来たにちがいない」。「道徳的に正しいものが正統である」。天皇は「道徳的に尊敬するに足る」。「模範的家族だ」と云い、更に「日本国民は天皇に恩義を受けている」。万世一系の天皇は日本人にとって崇拜的であり、「日本人の誇る唯一最大のもの」、「名譽の府」「最高の尊敬を払うべきもの」であるとする。また、「天皇は政治上の制度になるべからず、國民にしたわれるもの、英國のようなものとすべし」、「天皇は法以外のもので、國民の感情、或は、愛情に基盤をおいた權威だ」とする立場である。

C 社会観の立場からの正当化

「人間社会に差別層あるは自然」「天皇のような最高の階級は尊ぶべし」というところから、天皇制廃止後に来るのは、一方「大統領制の場合、右傾してファシズム、或は、金権万能の独裁主義となり」、他方、「社会主義的委員制の場合、共産主義的独裁主義となる」可能性あり、いづれの場合も「独裁政治」となる危険がある。「独裁政治を防ぎ、温和な平和国家としてゆくために、天皇制は必要な組織」だと云い、「日本のように國民の自覚の薄い民族には、心のよりどころとなり、「國民を一つに統合してゆく上有効」だとする立場。

この伝統主義的タイプに属する思惟は、『特集文芸春秋』の「天皇白書—嵐の中の六十年」（一九五六年十月五日発行）に収録された「私は天皇制を支持する」の中の次の諸氏による文章にも適確に表現されている。（キリスト

ト者ではないが)

「伝統的なものの尊重は、政治的、社会的変革を進める場合の欠くべからざる要件であり、その一つとして、私は天皇制をだいじにしたいと思う。もちろん、政治との関連で、天皇制の在り方には、いろいろ変化があるだろう。現行憲法の規定する天皇制の在り方が、すでに問題である。しかし、どう变ろうと、天皇制は、日本人にとって、政治を越えた価値をもつていて」（鍋山貞親）〔以下傍点、引用者〕

「天皇は人を裁かず、それでいて存在自身が国民に正しい反省と過誤の是正を暗示する。このような天皇制を私は支持している。」（今日出海）

「有史以来、代々の日本民族から尊崇すべき家柄として、子々孫々にその家系が連綿と現在までつなげられてきた、という事実は大したことだ。人間というものは、何かと誰れかを崇拜せずにいられない動物だ。……神仏は別として、人間が人間を崇拜していると、必ず裏切られる場合が出てくる。カンの好い吾等日本人の祖先は、そこで万世一系という崇拜物をつくり出したのである。日本の皇室というものは、その意味において諸外国の皇帝や王様と違う。……人間には平等本能があると同時に、不平等本能があるのである。その不平等本能を、皇室の一点によって解消し、あとは平等本能で行こうというのは、最も賢明な本能処理法なのではあるまいか。とにかく、皇室を取り去った日本は、私には日本と感じとれない。」（徳川夢声）

「天皇の権威は法以外のもので、国民の感情に基づいていた。国民が天皇を権威として仰ぐ感情が事実として存続するならばここに天皇の権威性はつづく筈である。政治的主権の触れるべきことでない。だから天皇は国

民、愛情の中に権威を有し、国民はまた、これをあこがれの中心としてその感情をみたすことになり、運命共同体が完備することになる。……よい伝統とよい国民性情により、愛情の中心と云う意味に於て天皇が支持され、国民精神の多角的要望が満されることは嬉しいではないか。……功利的に考えてもこの考えは政治の安定性と深いつながりがある。」（金森徳次郎）

天皇制を正当化するにあたって、以上のような諸要素を含んだ考え方をするものを総合して、伝統主義的タイプとよんだのである。

II 共存的タイプ

共存的タイプというのは、一人のキリスト者の意識の中にキリスト教と天皇制とが共存する場合であつて、それは媒介的肯定型と媒介的否定型との二つの場合に分れる。これは後述することであるが、この二つの型は、同じ共存的タイプに属するものであつても、異つた実践的意義を持つものである。この共存的タイプは、本調査において最も多数を占めており、日本キリスト者の大多数の意識を代表するものと云えると思う。

A 媒介的肯定型

このタイプは一人のキリスト者の意識の中にキリスト教と天皇制とが二重構造的に共存するのであるが、この場合、個人としてのキリスト者は神の権威に従つて生きているのであるが、それはキリスト者の個人の信仰、魂の問題、或は、個人倫理に限定されており、この世の生活、ことに社会生活、国民としての生活の領域においては、「カイザルのものはカイザルに」の立場で天皇の権威を肯定し、天皇制がキリスト教の中にだんだんに浸透し

て来て、遂にキリスト教が天皇制に従属せしめられる。そしてキリスト教が第一に詳述した伝統主義的思潮をその内容としてゆくことによつて天皇制下にキリスト教を平和的に位置づけ、その存在を保護してゆこうとする妥協型の立場である。このタイプの意識の構造についてもう少しくわしく考察を試みたいと思う。

勅語論争においても明治時代のキリスト者たちが殆んど例外なく引用しているのは、「凡ての人、上なる権威に服うべし、そは神によらぬ権威なく、あらゆる権威は神によりて立てらる。」（ロマ書一三・一）であつて、王権神授説が強調されることによつて、あるがままの天皇の権威に対するキリスト者の平和的、調和的態度が弁証されて来た面が強い。地上の国家の権威は、神の恵みと裁きとのもとに立つものであり、悪魔的な目的のために誤用され、偽りの神の教会となろうとする誘惑におちいり勝ちな国家の権威は、キリスト者の非陶酔的な眼で警戒し、見護られることが不可欠であるが、それを主張するよりは、「カイザルのものはカイザルに」（ルカ伝二〇、二五）のスローガンで、地上の権威に対しても信仰の立場（即ち、神の権威の立場）から発言することをさしひかえる傾向が、日本プロテstantist史を通して濃厚となつていた觀がある。

「自分は聖書の教えるところの王を尊ぶべきこと、立てられた権は神よりのものだということを信じて來た」「吾人は聖書の教ふる所により、凡て有る所の権は皆神のたて給ふ所なるを信じ、日本帝国に君臨し給ふ万世一系の天皇を奉戴し、国憲を重んじ、国法に遵⁽⁹⁾ふ」というメソヂスト教会宗教箇条（第十六条、政府に関する義務^{〔筆者註〕}）にしたがつた」という回答もあつた。

戦争中、神社参拝、宮城遙拝、御真影、神棚等の強要に際しても、政治制度と信仰とは、はつきりと区別すべ

きであり、これらの行為は政治制度の領域のことと割切り、国民として、また、社会の一市民として行うべきつとめであり、「自分は自分の信念で生きている。」「形では神社や御真影に拝礼し、心の中では神に祈った。」そして、「何の矛盾も感じなかつた。」と云う立場で二つの権威の矛盾が処理されて來た。こうした行為に参加しながらも、「内面的にはプロテストしていた」という場合にも、それは非常に消極的で、歴史の中での意志表示にはならず、キリスト者の意識の在り方としてはやはり共存的タイプと云えよう。

ここに共存的タイプとよぶ考え方、或は、意識の本質は、キリスト者ということに限定せず一般的に考へる時日本人の意識に広く見出される貝殻人間像の意識形態とも云つてよいかと思う。即ち、支配権力の圧力の故に常に自己の存在の危険にさらされつづけて來た日本人は、外から来る支配権力の性質がどのような種類のものであれ、身の安全のために素直にその権力の要求する考へを持ち、意見を云い、生活をする。しかし、こうした従順な外への順応は、実はその人間のかぶる貝殻にだけ必要に応じてすばやく巧妙にきざまれ、また、新にきざみ直されてゆく「意識」或は「生活形態」であつて、貝殻の中の中身は外界とは無関係に自らの欲するままの姿をもつて生をいとなんでいる。そしてカメレオンのように変形し変貌する貝殻とその中身とは二重構造的に無関係な平行線をなしている。長い封建制度の圧迫のもとでつくり出されて來た日本の民衆の意識に見出すこの二重構造を私は貝殻人間像とよぶのであるが、ここには異質の生活原理が共存している。明治以来絶対主義国家の絶対的支配権力として国民に君臨した天皇制に対する一国民、一市民としての生き方は、地上の絶対的権威としての天皇制の肯定とそれへの服従によつていとなむが、それとは無関係に、個人の魂の問題としてキリスト教の神を信じ

るという考え方がある場合、これは貝殻人間像的意識の構造に属するものと云えると思うのである。

更に、日本には身の修養ということがよく云われるが、「修養」という概念とキリスト教の「信仰」との相違を考えてみると、信仰はあくまでも個人の問題であり、魂の救いの問題にかかわることであるが、己が主であり、信ずるもののみならず、全世界の主である神を信することは、私の魂に起る出来ごとであると共に、私の物心両面を含めて全生活においてこの神を主として受けることであり、それは私と他者との関係、社会や全世界の在り方にも根本的に質的変革をもち来らさずにおかしいものである。信仰は個人的内的出来ごとであると共に、人類的、歴史的出来ごとでもあると云えよう。ところが日本で云う「修養」ということは、文字通り個人の心の持ち方の訓練であり、矛盾をはらむ歴史の現実（家族関係であれ、社会、国家の領域の問題であれ）に対し、対立や摩擦なしに順応する心の持ち方を教えるものである。個々人としては不満やあせりや憎しみなしに円満で平穏な心構えで生きる安心立命の道をえるのであるが、それは結果的には現状維持の優等生をつくり、妥協の原理ともなりかねない。この調査において見出す第二の共存的タイプは、貝殻人間像の意識の範疇に入る要素と共に、信仰がこうした「修養」的意味で個人の心の中の出来ごとにとどまり、人間の歴史的、社会的な存在にかかわる領域には無関係の個人倫理にとどまる性格を持つとも云えるのではないかと思う。

しかしながら、共存的タイプは、媒介的肯定型の場合も、次にのべる媒介的否定型の場合も、外来思想、或は、外来の信仰をその伴い来つた西洋文化の衣と共に手放しに受けとろうとし、その新しい価値を日本古来の

精神的伝統や文化の中へどのように受けとるかという問題を慎重に考えることなしに、一がいに日本の伝統を否定、或は、無視してしまい勝ちな態度や、性急な対決をいどんで自滅する危険等を賢明に避けて、平和的、建設的に、時間をかけて、日本の土（自己をも含めて）に浸透する道を追求しようとする立場である。ことに後述する四〇歳以下の若い年令層に見る対決的タイプの手放しの「いさましさ」が理論的、観念的傾向をおびるのに比べて、この共存型には、只単に妥協的とだけは云えない、地味な現実主義が見られるとも云える。日本の精神的伝統への忠実さをもって日本人の心と生活に受容されうるキリスト教の在り方を追求し、時をかけてだんだんに日本人をキリスト教化してゆきたいともねがつたであろうが、それがいつの間にか妥協して、木乃伊取が木乃伊になってしまったのが媒介的肯定型である。この立場は明治以来、ある指導者によつてははつきりと理論づけられ、ことに戦争中にはキリスト者の学者によつても合理づけられたことは、次の文章によつても明かである。

「宗教的に之（古事記や日本書記の記事）を見る時は、我が国が神國であつて、特別なる恩寵を受けて居る国であると信ぜざるを得ない。而して、此の如き信仰は決して基督教の信仰と衝突しないばかりでなく、基督教の信仰によつて反つて確立せらるるのである。……されば我国に於ても今後皇室に対し、尊敬の精神を鼓舞し、我國体の特別なるを認め、忠君愛国の氣風を養うべきものは、基督教の信仰たるは疑いを容れざる所である。今後我國体の大敵として最も恐るべきものは或る学者の間に唱へられ居る唯物無神論主義か、又は倫理宗教の觀念を根本より無視する功利説である。」（小崎弘道、小崎全集第二卷五〇五一七頁『國家と宗教』大正二年三月発行）

「古伝説（古事記、日本書紀の記事）なくしては、明瞭な国体意識はなく、国体意識なくして、我が国民意識

はあり得ない。思へば古伝説は感謝して受くべき賜である。」「万世一系の天皇を仰ぎ奉るわが国に於てこそ、基督教が理想とする忠孝信一如（君に対する忠、父母に対する孝、上帝に対する信は一途）が最も完全に体得されるのであって、これが日本類型の他の比すべきものなき特質である。」（魚木忠一『日本基督教の精神的伝統』一九四頁、一六五頁 昭和一六年一二月発行）

本調査においても、こうした立場の反影であろう「キリスト教の真理を天皇制国家に見る。」「神の御旨、キリストの愛が天皇制国家の中に具現されている。」天皇制は「旧約の神政と同じである」等の立場を今日において表明している人がある。このタイプは天皇制化されたキリスト教と言えよう。

B 媒介的否定型

これは、同じく共存的タイプであるが、キリスト教の立場から天皇制国家に一応否を云うのであるが、「否」の云い放しでなく、天皇制にキリスト教の影響を及ぼすことによって天皇制をキリスト教化することによって天皇制を肯定しようとするタイプの意識である。これは、天皇制が絶対的権力として国民生活にのしかかっていて、対決する道の全然ないかに見えた時代に天皇制に対して対決的意識を持った人々に多く見出せるタイプである。天皇制の重圧のもとにおいて性急な対決による自滅の危険を侵すことを避けて、時間をかけて日本人の意識と生活の中にキリスト教を浸透させ、國家権力の質をもだんだんに時間をかけて変革してゆこうとする積極的なタイプである。しかし、これはまつこから天皇制否定をかかげるものではなく、媒介的対決型である。

南原繁氏は戦争中（昭和一七年一一月）出版された『国家と宗教』の中でキリスト教と国家との関係を次のよ

うに述べておられる。「実際イエス自身に於て、凡ての政治社会の問題は最初から其の関心の外に在った如くである。彼は言う『先づ神の国と神の義とを求めよ』(マタイ伝六・三三)と。又言う『神に属するものは神に納めよ、カイゼルに属するものはカイゼルに』(同二二・二一)と。蓋し、イエスの宗教は道徳的人格価値からの超越であったと同様に、又、實に政治的社會価値からの超越でもあつたのである。ここに神の国は「天の国」として、政治的共同体たる「地の国」から截然と区別せられるに至り、嘗てストア哲学によつて、ギリシャ的、隨つて又、プラトン的都市国家から解放せられて、普く人類の世界國家の成員として生くべく教へられた人類は、今や、いかなる地上の政治的・道徳的のみならず、一切の文化的營みと結合からも解放せられて、新に天の国土の市民たることを要求せられ、又、その為の資格を賦与せられたことを意味する。……國家共同体は最早それ自身最高の価値を有するものでなく、最高の規範は政治的國家生活を超えて有する。この意味に於てキリスト教に在つては、國家又は其の主権者をそれ自体キリスト教の意味に於ける神の國又は神と同義に於て神化するの根拠と余地は有しないと謂はなければならぬ、パウロが『凡ての人、上にある權威に服ふべし。そは神によらぬ權威なく、あらゆる權威は神によりて立てらる』と教へ、又、ペテロが『汝ら主の為に凡て人の立てたる制度に服へ』と説いたことから、直ちに國家権力の宗教的認証を與へたものとなし、これによつて、例へば後世の『君權神授説』の理論的構成を與へたと解するが如きは、著しく不当と考へられる。：キリスト教の神の國信仰が政治的國家生活から根本的転回を遂げたことは……キリスト教がこれによつて單なる超絶主義或は消極主義に立ち止まり、況んや遁世的厭世主義に赴き、以て政治的國家と一般に世間生活と文化の価値の否定に向うことを決して意味するも

のではない。……イエスの教説が敢て道徳の破壊ではなくして、却つて其の成就であったが故く、宗教的神の国を政活的国家から超出せしめたことは、政治社会そのものの否定ではなくして、今や宗教との関係に於て国家は新たな意義と課題を以て建てられなければならぬ。」（八二一八六頁）

こうした立場でキリスト教の立場から天皇制を合理化してゆこうとするものに、天皇を人間化することによる正当化と、天皇をキリスト教化することによる正当化との二つの立場が本調査に見られる。

(1) 人間天皇による正当化

本調査において「天皇の神格化は信じない」し、戦争中の超国家主義時代の天皇制、即ち、「國家権力者の把握するカリスマ的權威と之に対する国民の側からの信仰」という関係のみで規定され、「人間の自由は国家共同体の支配原理の前に消失し、そこには唯支配する一人又は少数者の自由があるのみ。」（同上二五頁）といった天皇制には抵抗するのであるが、（主として思想的に）、それが直接的天皇制否定とはならない一群の人たちがある。老年層においてはことに、明治天皇には人間としての非常な近親感を持つのであり、更に、終戦後、天皇の人間宣言によって、天皇が神の位置から人間の位置にひきおろされ、「人間天皇」となったことに安堵を覚え、人間天皇による天皇制は肯定するタイプである。

「天皇が『神』でなく『人間』であることを宣言したことは、日本の歴史にとって非常に重要なことである。これによつて、長年キリスト教を迫害しつづけて来た『不敬罪』がなくなつたし、これで天皇制は全く民主化された。」「神は神、天皇は人間」ということがはつきりした。こうした人間天皇は信仰の立場からも当然肯定出来

るのであり、また、「親しみと尊敬を覚える。」更に、この人間天皇の在り方を「イギリスのようなものとしてゆきたい。」（日本の新憲法の規定する天皇の地位）「天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であつて、この地位は、主權の存する日本國民の総意に基く。」（イギリスのそれに比べて遙かに民主的な性格のものと見るためでもあろうが、そのような了解に基いて、これらの意見は書かれている。）、人間天皇がイギリスの皇帝のような在り方をしてゆくなら、それが一番望ましい等と云う意見が表明されている。

（2）天皇のキリスト教化による正当化

この場合は、人間天皇による正当化の場合よりも、対決的要素がより強度を増した場合である「天皇、（或は國家）をキリスト教化することによって、天皇制国家を神の御旨にかなつたものとする。」「皇室伝道に力をそそぐべし」「天皇を信仰に導くべし」「天皇及び國民をキリスト教化しさえすればよい」等の意見がある。キリスト教を信ずる者として天皇をも含む日本國民の伝道を重要視するのは当然のことであるが、本調査に見られたこれらの立場の中には、天皇をキリスト教化しさえすれば天皇制でよい、（或は、「天皇制でも大統領制でもよい」）という立場と、天皇、及び國民をキリスト教化すれば、政体も自ら変化し、よい政治制度が生れて来るだろうという立場、たとえば「キリスト教が徹底すれば天皇制はなくなり、アメリカのような国になるだろう」というようなと両方がある。この立場の中には、「天皇がキリスト教信仰を持てばよいが、持たぬ限り、天皇制は廃止すべき」というような対決的タイプと殆どひとしい意見もある。

(3) 無関心の立場

これは意識的には決して、共存的タイプではないが、キリスト教と天皇制の問題には「無関心だ」という立場で自己の信仰内容を明らかにすることなしに突放している。「キリスト教と天皇制との関係などに関心はない」、「天皇制は無用の長物である。こんなものはあってもなくてもよい」、「害にも得にもならない」、「天皇の存在などに矛盾も苦しみも感じない」等の言葉に表現されているように、自己の信仰内容を明らかにすることなしに、一見、無視するというような立場での無関心が表明されている。ところが、この無視、無関心ということは、その人自身の心の中での出来ごとであって、客観的に日本社会において、天皇制が政治制度として、或は、日本人の心のよりどころ、或は、ささえとして、どういう性格のものであり、どういう役割を果し、どういう問題がはらまれているかということには全然触れずに放置されている。そういう意味で、この立場は、主観的には無関心であるが、結果的、或は、客観的には、共存的タイプの中の媒介的肯定型と媒介的否定型との両方の可能性を含むものと云えよう。

III 対決的タイプ

これは、日本における天皇制はその本質において、キリスト教と矛盾、対立するものとして、天皇制を否定し、廃止を主張する立場である。これは、まことの神と偶像との矛盾と云うか、絶対者である神の権威と地上の人間的権威との矛盾・対立の問題として、天皇制と対決するのである。絶対者である人格としての神に従うことによって自由とされた人間は、地上のいかなる権威にも膝を屈しないのであって、どのような権威よりも自由で

あるが、日本の天皇制はその自由をおびやかすもの、それと矛盾するものである。過去においては明確に矛盾したが、人間天皇となつた今日においても、国民の心のよりどころ、意識を決定する力、また、道徳の基盤として厳然と存在するのであり、それは反動勢力によつて容易に利用されうる潜在力だという意味で否定する立場である。この場合、対決が、信仰の本質から直接的に行われる場合と、キリスト者の社会倫理の実践の方法として、近代主義思想の論理、或は、社会科学の論理を選択し、キリスト教信仰と、その社会観との結合した立場からなされる場合との両方がある。

本調査の回答によると、このタイプは次のような諸側面から表明されている。

(1) 聖書の教え、キリスト教信仰の本質による対決

「天皇の神格化はキリスト教の神観と矛盾する」「キリスト教の神の地位に天皇がいたが故に人間の天皇が神の下にあることを公表出来なかつた」「天皇は神聖にして侵すべからざるもの」であり、「不敬罪」を成立せしめるものであった。このような天皇觀はキリスト教の神観と矛盾する。また、天皇制と国家神道との結びつきによつて、神棚、神社参拝、宮城遙拝、御真影奉安殿への敬礼などを強要され、まことの神の礼拝との関係で苦しんだ、更にはキリスト教の立場から日本主義を批判したことによつて特高にしらべられたこと等の経験は、日本におけるキリスト教の神と天皇との関係に、根本的に矛盾する要素のあることを現在も強く警告する。「国家神道との結びつきで再び日本民族に不幸な災禍を及ぼすから」と強硬な反対の表明も見られる。

これは、唯單に超國家主義の強調された戦争中の問題と限らず、日本における天皇制はキリスト者にとって存

在の基盤であり、存在に意味を与えるものとしてのまことの神と対立し、信仰の本質と矛盾するものだから廃止すべきだとする立場である。

また、キリスト教の人間観、特に「個人の尊厳」「良心の自由」と天皇制とは矛盾する。なぜなら、明治以来、国民を天皇の臣民として教育し、天皇の権威への服従は個人の尊厳、個人の自由に先行するものと教え込まれ、かつ、国民の心情に浸透して、国民自身の考え方とさえなって来たからである。「天皇制は眞の良心の叫びを叫べなくせしめる」、「人間の良心の自由や個人の尊厳を容認しない」力である。また、天皇制は「封建的考え方の温床」であり、「日本人の精神構造が内奥から『合理的』にされない原因の一つは天皇制を支えていた考え方がまだ残っていることがある。」天皇制は、只単に政治制度としてだけでなく、日本人の心情の中に根をはつて、その精神構造の封建性、非合理性の原因となっている。また、「天皇制は旧道徳の基礎になり易い」、「地方の農山村の停滞した状態、社会的モラル、家族間の道徳などを考える時、封建的な反民主的な一切の倫理体系は天皇信仰とでも云うものに根をもつてているように考えられる。日本の庶民の幸福のためにはこの制度は全廃すべし。」等の意見が見られる。

ここには、明治以来、教育勅語や修身教科書などによつて上から教えこまれて来た忠孝倫理、総合家族主義的な国家倫理、個々の人間の個としての人格の尊厳とその良心の自由の尊重よりは、天皇のため、或は、家や国家のために滅私奉行することを教えるものであつた旧道徳の否定が見られる。そして、それと共に、このようにして人々のふところにつちがわれて来たものの考え方、価値判断、家族関係或は、社会関係など、生活の全領域に

見られる人間関係を規定するモラルが天皇制に基礎を持ち、更につつこんで見れば、人々の天皇信仰とでもいうものに根を持っていることへの鋭い批判の眼が向けられている。

(2) 社会観の立場からの対決

先づ近代ヒューマニスティックな社会観の立場から日本の政治社会制度を問題にし、天皇制は「封建的階級制度」、「制度としても、天皇個人としても民主主義の不徹底」だとし、これは、「日本の近代化をさまたげるモメンツの一つ」だとする立場が割合多く見られる。明治時代に青年期をもった人たちの中には片山潜、木下尚江などの社会主義に影響を受けて天皇制に対して批判的になって来たと云い、その後の時代の人たちの中には、吉野作造の民本主義の直接的、間接的影響が社会観に変化をもたらしたもの、或はマルクス主義の影響によつてと明記するものもある。「大正時代に身辺の青年男女の間に盛んであった唯物主義思想にある程度の共鳴を感じた」とか、SCM(社会主義キリスト教運動)に自身参加し、警官の襲撃を恐れたなどという経験の持主もある。その社会観の性格にいろいろの特色があるとは云え、キリスト教信仰から直接的にではなく、信仰者としての社会倫理の課題を追求する歩みにおいて、ある社会観を選択し、その社会観の立場から封建的階級制度としての天皇制に反対し、その全廃を主張するのである。

また、天皇制と軍閥、反動勢力との結合を恐れる気持は、近代日本の歴史を通してキリスト者たちが身を以て経験して來たことである。キリスト教の神と天皇との関係において（不敬罪）、或は、社会観における社会主義的傾向の故に、「特高にしらべられる」「教会に私服が来る」「キリスト者学生の集りに警察が来る」等の経験、ま

た非人間的な軍隊の経験等から、非民主的、ファシシヨ的国家権力の性格を知った。こうした国家権力の背後の力としての天皇制に恐怖を覚えたと共に、軍閥、反動勢力との結合の危険性のある天皇制の全廃を主張するのである。世界の在り方を考えるという観点から「國家単位を止して世界単位」となつた方がよいと思うというような世界国家論の立場から天皇制は廃止した方がよいという意見もある。以上のような理由の故に、「イギリスの皇室のようなものとして保存することも危険だ」とする意見も幾つかあった。

しかしながら、この調査によつてみると、対決的タイプよりも、共存的タイプ、しかも、伝統主義的思想によつて天皇制的キリスト教と化した共存型が多かつたことを付記しなくてはならない。また、自己の意識においては対決的タイプであるにもかかわらず、日本国民の民度の低さ、自覺や確信の欠如を憂うるために、天皇制をこしあらく存続させることに賛成し、国民の間に民主々義が育てば天皇制を廃し、国民の選択によつて別の民主々義的政体をとればよいという考えの人も相当あつた。尚、これはあとで世代別に取上げるが、本調査第十二の質問「希望する政治制度」の回答によると、対決的タイプの意識の持主は、殆んど例外なく新憲法、（或は、旧憲法）の天皇制以外の政治制度、即ち、「アメリカ的大統領制型」「社会主義的なもの」など「共和国的政治制度」或は、「天皇の存否を国民投票で決める」を選んでいる。

以上この調査を通して、天皇制に関する日本のキリスト者の意識を究明し、それを幾つかの代表的タイプに分けると、以上のようになるのであるが、こうしたタイプの意識が何によつて形成されて来たかということ、及び、そうした意識のはらむ問題は何であるかを追求しなくてはならない。

四 世代による意識の特色

上記のような特色を持ったタイプの意識が何によって形成されたか？　このような限定された数の調査によつて断定を下すことは困難ではあるが、先づこれらのタイプと生家の宗教、教育程度、及び、職業との夫々の関係を対応してみると、第一に、生家の宗教が仏教である場合（神道、天理教はごく少数）とキリスト教である場合において、共存的タイプと対決的タイプの数を比較してみると、殆んど同数である。明治時代に青年期を持つた人たちでキリスト教の家庭に育つたものの中に共存的タイプが多く対決的タイプはむしろ少い。大正以後になって対決型が増加するのは、生家が仏教の場合もキリスト教の場合もほぼ同数である。従つて、生家の宗教がキリスト教であることは、他の伝統的宗教の場合と比較して、天皇制に関するキリスト者の意識の独自のきめてとはなつていなことがわかる。

第二に、教育程度でみると、小学校だけの場合、中学校までの場合、大学高専の場合、日本の大学卒業後、外国の大学に行つた場合のそれぞれにおいて、共存的タイプと対決的タイプとはほぼ同数を示しているが、キリスト教学校に学んだ者の場合にのみ、対決的タイプが他の学校で学んだものの約二倍である。ところが、これを世代の推移によつてみると、明治時代に青年期を持った者の場合、中学卒業生も大学卒業生も大多数が共存型であり、現代に近づくほど対決型が増大する。それはキリスト教主義学校卒業生の場合も同様である。

第三に職業との関係をみると、職業別による相違は余りなく、只、弁護士、校長、会社社長或は顧問等には

共存型が多い。学校教師、大学教授（講師を含む）の場合は、総数をみると、二つの型がほぼ同数であるが、世代的に見れば高年層に共存型が多く、若い層になるほど対決型が増す。

所属教会の場合、日本基督教団所属が圧倒的に多かつたために、教派の相違が特色ある意識の相違を示すほどの要因にならず、明らかに見られたことは、高年層ほど共存型が多く、若年層にむかうほど対決型が増すという同様の傾向である。（この場合、全般的傾向を指摘するにとどめ、くわしい統計的データは省略した。）従つて、生家の宗教、教育程度、職業、本人の所属教派等は、前項に取上げた日本のキリスト者の三つのタイプの意識を決定する重要な要因をなさず、むしろ、明治時代より大正を経て今日にいたる近代日本歴史の形成過程と、それぞれの時代に強調された国民教育の方針、及び、一般世論や風潮がキリスト者の天皇制に関する意識の形成に最も重要な役割を果して来たのではないかと思えるので、「本調査の方法」の項に既述した六つの世代を相照応しつつ、この問題を追求してみたいと思う。

A 天皇制の理解

最初に天皇制に関する理解、即ち、天皇制の本質をどう解釈しているか？ 教育勅語の本質をどう評価しているか？ キリスト教信仰と忠君愛国との関係をどう考えるか？ そして、政治制度としては何を希望するか？ 等の諸点にわたる考え方を、六つの世代（(1)日露戦争以前の時代、(2)大正デモクラシー以前の時代、(3)大正デモクラシー時代、(4)左翼運動の高揚時代、(5)日華事変より終戦にいたる時代、(6)戦後の夫々の時代に青年期を持った人たち）に於て問うてみよう。

a 天皇制の本質

天皇制の本質がどういうものとして理解されているかを見るために調査表第一間に見られるように、いろいろの考え方をあげ、該当するものに○印をつけてもらった。しかし質問の仕方に多少不明瞭な点があった。第一に、これが回答者自身の意見なのか、それとも、日本人一般にとってそういう意味のものとして受けとられているというのかが不明瞭な点である。これは、回答全体を総合的に読み、回答者自身の考え方と判定されるもののみに限定し、その他は捨てた。第二に、○印が一つだけの場合も○印が一つだけの場合も、○印だけが二つ乃至四つつけられた場合もあつたので、○印も○も同様として数えたのであり、また、一人当たり一つ乃至四つ○印をついているので、パーセンテージ

第1表 天皇制の本質

世代別グループ		1	2	3	4	5	6
天皇制の理解							
政治上の制度		$\frac{7}{24}$ 人	$\frac{12}{26}$	$\frac{11}{16}$	$\frac{6}{18}$	$\frac{10}{14}$	$\frac{6}{7}$
伝統的情緒的存在	日本民族独特的家族的結合の中心	$\frac{7}{24}$	$\frac{7}{26}$	$\frac{3}{16}$	$\frac{7}{18}$	$\frac{6}{14}$	$\frac{1}{7}$
	日本人相互を結びつけるきづな	$\frac{5}{24}$	$\frac{6}{29}$	$\frac{4}{16}$	$\frac{3}{18}$	$\frac{1}{14}$	$\frac{1}{7}$
	國家の基本秩序	$\frac{4}{24}$	$\frac{4}{26}$	0	$\frac{1}{18}$	0	0
	国民性そのもの	$\frac{2}{24}$	$\frac{3}{26}$	0	$\frac{3}{18}$	$\frac{2}{14}$	$\frac{1}{7}$
	国道民德的生活の心	$\frac{2}{24}$	0	$\frac{1}{16}$	0	0	0
	以上 の 合 計	$\frac{20}{24}$	$\frac{20}{26}$	$\frac{8}{16}$	$\frac{14}{18}$	$\frac{3}{14}$	$\frac{3}{7}$
政治上の制度と伝統的情緒的存在との両方		$\frac{6}{24}$	$\frac{5}{26}$	$\frac{2}{16}$	$\frac{3}{18}$	$\frac{2}{14}$	0

を出さず、夫々の世代において、この質問に対する回答者総数に対する○印数（○印を含む）を出したのが次の第1表である。

この表によつても明かであるように、明治時代に青年期を持つた(1)(2)の世代には「伝統的、情緒的存在」として天皇制を見るものが圧倒的に多く、しかも「日本民族独特的家族的結合の中心」「きづな」等が多く、従つて「政治上の制度」として見る者は少い。これは戦中派(5)、戦後派(6)となると逆になる。そして、対決型は「政治上の制度」と評価する者の大多数に見られる。尚、この表にあげた項目のいづれにも○印をつけず、天皇制を「日本のガン」「国民の感傷」「あつてもなくともよいもの」「封建性そのもの」「過去の歴史的遺物」等という考え方をあげて いるものがある。

b 教育勅語の本質の評価

明治二三年一〇月三〇日に発布された「教育勅語」は、天皇を頂点とした絶対主義国家の形成を担う臣民的人間形成を目標とする国民教育の根本方針を示すものであり、それを天皇の権威によつて絶対化するものであった。この勅語が明治時代より終戦にいたるまでの間、日本の国民教育の根本方針を示す権威でありつけたことは今更云うまでもない。天皇を有機体の頭とし、臣民はその頭の意のままに従う四肢百体と解説した井上哲次郎の『勅語衍義』の普及、及び、キリスト教を非国家主義であり、忠孝思想に反するものとする井上のキリスト教攻撃もあつたし、また、こうした勅語解釈やキリスト教批判に対するキリスト教陣営からの反駁なども明治時代には見られたが（この問題は拙論「臣民教育とキリスト教人間観」『思想』一九五四年一二月号、同一九五五年

一月号、等参照⁽¹⁰⁾) その後こうした論議はかげをひそめてしまった。

終戦後、教育勅語は、当時の文部委員長田中耕太郎氏の、道徳は現世の君主が命令すべきでないという主張もあり、また、アメリカ司令部の要求もあって、衆参両院で無効を決議した。⁽¹¹⁾ 昭和二一年一〇月八日付官公私立大學高等専門学校長及び地方長官あての文部次官通牒「教育勅語の取扱について」は次の二点をあげて、その無効化の主旨の徹底をはかつてゐる。

- (1) 教育勅語をもつてわが国教育の唯一の淵源となす從来の考え方を去つて、これと共に教育の淵源を広く古今東西の倫理、哲学、宗教等に求むる態度をとること。
 - (2) 式日等において從来教育勅語を奉読することを慣例としたが、今後はこれを読まないことにしてこと。
 - (3) 勅語の保管及び奉読についてはこれを神格化するような取り扱をしないこと。
- このようにして爾來、教育勅語は一つの歴史的ドキュメントの位置にひきおろされたわけで、それに代るものとしては、「人格の完成」を第一条にうたう「教育基本法」が教育刷新委員会によつて制定された。(法律で教育の目的を決めるのはおかしいが、少くとも軍國主義や國家主義を防ぐためのとりでとしての意味をもつものとして法文化に努めたと田中耕太郎氏は語つておられる)。

さて、明治以来、国民教育、ことに、天皇の臣民としての人間形成に重要な役割を果して来たこの教育勅語の本質を日本のキリスト者はどう評価して來たか?

調査の第一五問にあるように、教育勅語に関する六種類の考え方を並べ、賛成するものに○印を附してもらつ

たのであるが、一人が一つ乃至四つ○印を附しており、それらの○印に順序がない故、○印を一と数えるのは不正確になるので、次のような方法で回答を整理してみた。即ち、すべての回答を通覧すると、これら六種類の評価のうち、a b c f、a b f、d e c、d e 等という風に、いづれのコンビネーションで○印を附している場合にも、それは次の四種類の範疇のいづれかに属するということが明らかになった。第一に教育勅語を、キリスト教の立場より肯定するもの（a b c f の結合による）、第二に勅語の原理は肯定するが、その悪用への批判をするもの（cのみ）第三に、キリスト教、及び、民主主義と矛盾するとするもの（d c e の結合による）第四に、ごく少数だが勅語には、キリスト教人間觀と矛盾する点と矛盾しない点との両要素があるとするもの（e f の結合）。従って一人でいくつ○印を附している場合も、各回答者の○印の数を数えず、その回答の○印を総合して右の四つの範疇のうちいづれかに属する考え方を示すものとして、一人を一と数えた。尚、断つておきたいことは、cの「明治時代にはよい役割を果したが、後に政治家や軍が悪用したことが悪い」が、第二の範疇に見られるように、これだけで回答を示すものがある外に、評価の相反する第一の範疇にも第三の範疇にも相当数入っていることである。これは、第一の範疇に、a、b、fと共に、或は、そのいづれかと結合して選ばれている場合は、教育勅語の原理肯定の面に重点をおいてcを併せ選んだものと解し、第三の範疇に、d、cと共に、或は、そのいづれかと共に選ばれている場合には、政治家や軍による悪用のもたらした弊害の面に重点をおいて、cを併せ選んだものと解した。以上のようにして整理したのが第2表である。この表の数字は各世代グループにおいて四つの範疇の夫々を選んだ人数をその世代グループのこの項目間に回答した者の総数で割ったパーセンテージ

第2表 教育勅語の本質

世代別グループ 教育勅語の評価		1	2	3	4	5	6	平均
(1) キリスト教の立場より肯定	日本民族に独特な国家、或は、天皇に対する態度を教えるものとして重要である							
	a. 皇に対する態度を教えるものとして重要である							
	b. 内容は民主的であり日本人にとって日常生活の倫理の基準を与えるものとしてよい	34.4 %	36.7	23.8	22.2	15	9.1	25.9
	c. 明治時代にはよい役割を果したが、後に政治家や軍が悪用したことが悪い							
	f. キリスト教人間観と矛盾しない							
(2) 定用とへ原その理の批判肯悪判	明治時代にはよい役割を果したが、後に政治家や軍が悪用したことが悪い	19.2	13.3	14.3	22.2	10	0	14.8
(3) キリスト教及び民主主義と矛盾	d. その教えは儒教倫理に基いており、封建的であって民主主義と矛盾する							
	e. キリスト教人間観と矛盾する	34.4	43.3	57.1	55.6	70	90.9	54.1
	c. 明治時代にはよい役割を果したが、後に政治家や軍が悪用したことが悪い							
(4) 相二反要素する素	e. キリスト教人間観と矛盾する	12	6.7	4.8	0	5	0	5.2
	f. 矛盾しない							

である。

第2表において顕著に見られることは、教育勅語の本質の評価において、「キリスト教の立場から肯定する」とのと、「キリスト教、及び、民主主義と矛盾する」とするものが第一グループ（日露戦争前に青年期を持った人たち）において同じパーセンテージ（三四・四）を示しているにもかかわらず、前者は同じく明治の世代である第二グループが少し増加を示しているのみで、若い世代にむかうほど段々に減少して九・一パーセントに達しているのに比し、後者は段々に増大を示し、遂に九〇・五パーセントに達している。これは、青年時代にどう思ったか？を質問したものではなく、現在賛成されるものに○印をつけてもらったものである。即ち、日本のキリスト者の現在の考え方を物語るものだと云えると思う。

尚、(1)の「キリスト教の立場より教育勅語を肯定」するものは大部分が天皇制の本質の評価において、「伝統的、情緒的存在」を選んでおり、逆に、(3)の「キリスト教、及び、民主主義と矛盾」するとするものは殆んどすべて、天皇制を「政治上の制度」と評価し、更に否定的な評価を下しており、天皇制全般に対しては対決型である。こうした意識の型は、夫々の問題点の評価を通して、夫々に大体一貫している。しかしながら中には対決型でありながら、教育勅語を肯定する立場をとる人も極く少数ながら存在する。それらの人たちは、天皇制、ことに、軍国主義的ファシズムに利用され、悪魔的な国家権力の中心となつた天皇制には恐怖と反対を強く感じるのであるが、教育勅語の内容そのものは「儒教の民主的教えに基いている」という評価を下すのである。この点、イントerviewによって回答を得た場合（それはこれらの表にあらわれた統計の中には加えていない）、第一、第二の

第3表 キリスト教信仰と忠君愛国との関係

世代別グループ 関 係	1	2	3	4	5	6	平均
調 和 す る	81.5 %	67.7	45	35.7	26.3	0	49.3
対立的になり易い	11.1	19.4	20	28.6	31.6	36.4	22.8
矛 盾 す る	7.4	12.9	35	35.7	42.1	63.6	27.9

世代のグループに属する高年層の人たちの中に、d（教育勅語の教えは儒教倫理に基いており、封建的であつて、民主主義と矛盾する）のような設問のあること自体が怪しからぬ。儒教は民主主義と決して矛盾するものではないし、キリスト教とも矛盾するものではないという注意をされる人が幾人かあった。また教育勅語の中身は、人類普遍の道徳律を示すものであり、自然法に基いているが、その形式が主権者による命令であり、排他的な道徳律として国民に上から与えられていることが誤りだつたとする人もあつた。

C キリスト教信仰と忠君愛国との関係

第3表（第一四の設問に対する回答）が示すように、キリスト教信仰と天皇制的忠君愛国との関係が、「調和する」という考え方とは、明治時代の第一グループに最も多く（八一・五パーセント）、その後、世代を追って段々に減少し、戦後派においては皆無となつてゐる。これに対比して、両者が対立的になり易い、「矛盾する」という考え方とは、第一グループにおいて最も少く、世代を追つて正確に段々と増加し、戦後派においては両者を合せると一〇〇パーセントしかも、「矛盾する」というのが、六三・六パーセントである。世代による意識の推移は、他の設問に対する回答の場合と殆んど同じ傾斜を示している。教

育勅語の本質の評価の仕方とも大体対応している。

尚、回答者の中には、「忠君」と「愛國」とを分け、キリスト教は、「忠君」とは矛盾するが、キリスト教の信仰に基いた愛國ということはありうるという正しい指摘もあつた。しかしながら、私がこの設問に托した意味は、忠君と愛國との二分出来ない天皇制的「忠君愛國」ということであつた。

「対立的になり易い」、或は、「矛盾する」という回答のなされる場合、その対立、或は、矛盾の理由としては、天皇の絶対化、或は、神格化、御真影の拝礼や神社参拝、神棚など偶像崇拜の強要、極端な超国家主義者からの圧迫、特高によるしらべ、軍隊生活、内心の矛盾でなく権力的なものとの矛盾などがあげられている。こうした権力の具体的な壓力の前に矛盾を感じて苦しんだことを記しているのは、第四、第五グループが多く、第三グループがそれにつづいている。全般的に見て、天皇制の問題を最も突込んで問題にし、その問題の本質を究明し、解剖し、打開への道をひらこうと対決しているのは、第五グループに目立つて多い。「天皇制は地方の農山村の社会的モラル、家族間の道徳等一切の倫理体系は天皇信仰に根を持つ。庶民の幸福のため、この制度の全廃必要」「日本人の精神構造の内奥から『合理的』にされない原因の一つ。このような制度の消滅に努力すべし。」「日本の近代化をさまたげるモメンツの一つ」「封建的考え方の温床」等の主張はすべてこのグループである。更に、この世代の中には、天皇制は民主主義の不徹底を示すものであり、制度として生れながらにして賢愚にかかわりなく、特別の尊敬と特權を与えられた人間がいるべきではないとし、戦争を宣しながら戦争の責任を負わないような、人格的責任をとることの出来ぬロボットの存在は許さるべきでないと断乎反対を現在主張する人

で、戦争中、今泉源吉（森明の愛弟子、一時中渋谷教会牧師）、福元利之助（高倉徳太郎の高弟）らの指導のもとになされた「みくに」運動⁽¹²⁾が皇國すなわち神國なり、日本人は天孫民族にして天皇は神の子というような主張をもつて、神と人との間に皇室をおいたような国家主義的立場で、自分たちに大きな影響を与えたことを指摘し、戦後になって考えてみると余りに幼稚な思想であり、このような偽の指導者にあざむかれていたことに怒りを感じたということを書いている人もある。それと対照して、第六グループの場合、「矛盾する」という断定は最も多く行っているが、彼らの大部分は、戦時中は学童として、或は、下級学生として国家主義的教育のみを己が信念として育てられて来たのであって、何ら矛盾を感じなかつたと云つているが、敗戦の経験と終戦後の民主主義思想一般の影響のもとに、実質的にというよりは、ある意味では抽象的に両者の矛盾対立を確信するにいたつたのではないかと思わせられる。答えの断定的である割合、論旨も単純素朴で第五グループなどの場合に見出すような自ら苦しみ迷い、体験し、思想しつつ獲得した判断とは幾分質的に異つたもろさが感じられる。戦後派の特色かもしれない。（どの年齢層を眞の戦後派とよぶかはむつかしい問題であるが。）

キリスト教信仰と忠君愛国との間に矛盾を感じた場合、その矛盾をどう処理して來たかについては、余り回答がなかつたが、（もつとも、矛盾など感じなかつたというのも相当多かつたのであるが）中には「正直に云えば、両者が外的に対立しないよううまく誤魔化して來たのだ」という卒直な答えも幾つかあつた。

今までにこの問題の考え方へ変化のあった場合、その時期と原因を一の問い合わせては、回答が少なかつたが、回答の書かれている場合は殆どすべて戦後の天皇の「人間宣言」があげられていた。「不敬罪」をなくせし

第4表 希望する政治制度

世代別グループ		1	2	3	4	5	6	平均
希望する政治制度								
旧憲法の規定する天皇		4%	0	0	0	0	0	0.7
新憲法の規定する天皇		88	86.2	71.4	72.4	30	45.5	69.6
天皇制の存否を国民投票で決める		0	0	4.8	17.2	20	9	8.1
共和国的政治制度	アメ大統領的型	8	6.9	4.8	6.8	10	18.2	8.1
	社会主義的なもの	0	6.9	19	3.4	40	27.3	13.3

めた天皇の「人間宣言」という出来事が、常に不敬罪の恐怖につきまとわざて來た日本のキリスト者の天皇觀にいかに大きな変化（或は、解放感）をもたらしたかは、インタヴューの場合にも強調して語る人たちがあつた。

d. 希望する政治制度

以上のような天皇制の本質、及び、忠君愛國の倫理に関する評価に立ったキリスト者が日本の政治制度を天皇制との関係においてどういうものであらしめたいと希望しているか？ 第一二の設問に対する回答より、第一希望のみをとり上げて、世代別グループの夫々におけるパーセンテージを出したのが、第4表である。

第一グループから第六グループまでの全員を平均すると、新憲法の規定する天皇が一番多く希望されており、第一グループにおいては、旧憲法の天皇を希望する者があり、社会主義的なものを希望する者は一人もない。然るに、戦争中に青年期を持った第五グループにおいては新憲法の天皇支持が三〇パーセントであるのに比し、天皇制の代りに「社会主義的なもの」（四〇パーセン

ト)、或は、「アメリカ的大統領制型」(一〇パーセント)を希望する者が半数を示し、「国民投票による決定」をも含めると七〇パーセントになる。戦後派においては、新憲法の天皇とアメリカの大統領制型の支持が第5グループよりも少し増し、社会主義的なものと国民投票が多少減じており、この調査によると、第五グループが一番ラディカルであることが示されている。

尚、はじめにあげた三つのタイプのうちの対決的タイプの者は悉く大統領制型、社会主義的なもの、或は、国民投票を希望していて、新憲法による天皇制を支持する者さえも対決的タイプの中にはひとりもいないのは注目に値する。ただ、こうして、天皇制以外の制度を希望する者たちの中には、「社会主義的なものが現実的にどういうものであるかに関しては全く無知なのであるが――」とか、「日本国民が充分に民主主義的に教育された上のことではなくては実行不可能であろうが――。」というような断り書きをつけて希望する政治制度を選んでいる人たちもあつた。また、第一一四グループの人たちの場合、(インタビュー及び調査用紙に書き込まれた回答の両方による)新憲法の規定する天皇を一応第一希望、或は唯一の希望、として回答しているにしても、それは日本国民の現状を見る時、現在はこれが最も安全で妥当だと思うからであつて、永久にこれでよいというのではないという意見も相当見られた。

また、天皇制の存否を国民投票で決めることが最も妥当であるという立場に原則的には立ちながらも、現在それを日本で実行する時、建設的な方向は選びとられず、むしろ反動的力に利用される結果になることを恐れて選んでいない人たちと、原則論に立ってこれを選んでいる人たちとの両方が見られる。

本調査の回答者による天皇制の理解は、大体以上の幾つかの表を総合し、かつ、互の相関々係を見ることによつて、大体明らかにつかめるのではないかと思う。

B キリスト者の意識と国定教科書

a 天皇、或は、皇室に関する伝統的考え方へ影響を与えたもの

キリスト者は、教会、或は、家庭においてキリスト者の交りの中にあると共に、日本の一国民、一市民として、学校教育を受け、社会生活をいとなむものであることは云うまでもない。こうした全生活の中で何がこれらキリスト者の天皇、或は、皇室に関する考え方へ影響を与えて来たか？自己にとって影響力が最も強かつたと考えられるものから順次番号をうつてもらつたので、その人自身の現在の思想は対決的タイプであつても、幼い頃影響が大きかつたと考えられるものもあるし、幾分主観的なところもあるかもしだれないが、これは、キリスト者自身の自己診断である。最も強度の影響を与えたものから第五位までをとり、第一位を五点、第二位を四点、第三を三点、第四位を二点、第五位を一点として計算し、平均一人にとっての影響の強度を数字にあらわしたのが次の第5表である。

第5表で最も顕著にあらわれていることは、天皇、或は、皇室に関する考え方を植えつけて來たものとして、「学校教育」（修身教科書）の影響力が六つのグループを通じて圧倒的に大であり、それにつぐ「教育勅語」もまた、修身教科書と共に学校教育を通じて子弟に教えられたことを考へる時、この二つのものの影響力が他の何ものよりも、比較を絶して大きかつたことが明白である。それは明治維新後、憲法とならんで出た教育勅語が、国民思想に天皇制的イデオロギーを組織的に注入する教化政策の柱であつたこと、この教化方針に基いて国定教

第5表 天皇、或は、皇室についての伝統的考え方へ影響を与えたもの

	第1グループ	2	3	4	5	6	平均
学 (修身教科書)	333.3	393.5	461.9	380.0	430.0	490.9	414.9
教育勅語	237.0	235.5	285.7	210.0	240.0	327.3	255.9
親(家族)	181.4	151.6	128.6	153.3	140.0	118.2	145.5
尊敬する人	118.5	58.1	61.6	56.7	65.0	63.6	70.6
書物	111.1	45.2	57.1	80.0	90.0	90.9	79.1
新聞	11.1	51.6	66.7	56.7	145.0	190.9	87.0
雑誌	3.7	29.0	33.3	33.3	90.0	54.5	40.7
軍隊	11.1	38.7	0	63.3	100.0	36.4	41.6
教会	14.8	16.1	0	26.7	30.0	0	14.6
職場	11.1	6.5	0	16.7	0	0	5.7
友人、社会全体	0	0	0	16.7	25.0	27.3	11.5
所屬団体	0	16.1	0	0	0	0	2.7

科書を制定し、国民教育のための学校教育を組織化したことなどの当然の結果と云えるのであり、それがことに、昭和時代になってその強度を増しているのは、当時の国民学校教育を考えるうなづけるものがある。日本人のものの考え方には学校教育がどれほど大きな影響力を持って来たかをこの調査が今まで新に再確認させるものと云えよう。(キリスト者の意識と国定教科書との関係についてはあとでふれる。)

親(家族)や尊敬する人からの影響力が学校教育につぐ強さをもつたこと、そしてそれが明治時代の世代ほど強いのは明治維新による絶対主義的民族国家の成立とその発展によつて形成されたナショナリズムの昂揚の内にあつた親たちや先輩たちの考え方の影響が割合多かつたことを物語るものかもしだれない。更に興味ぶかいのは、明治時代

から大正にかけてそれほど大きくなかった新聞の影響力が、第五、第六グループにおいては非常に増大していることは、マス・コミュニケーションの普及化の一般的傾向と共に、日支事変勃発以後の日本の新聞が、戦争目的の遂行のためにも天皇制的国家主義を国民思想に浸透させるためにどのように動員されたかを示すものと云えよう。また、当時軍隊にとられた年齢層にとって、軍隊教育の影響が大であることも第5表に明らかである。

尚、上記の場合に比して影響力はそう強くはないとは云え、キリスト教会が天皇、或は、皇室についての伝統的な考え方にある程度の影響を与えて来たという事実も、私共は見逃してはならないことだと思う。

更に、天皇、或は、皇室に関する伝統的な考え方について批判的な考え方をもつた場合、そのような考え方には影響を与えたものは何であったかの問い合わせては、回答は非常に少く、第一グループの場合は二人で、二人共に「聖書の教え（人間観、神観）」をあげ、そのうちの一人は、その外に片山潛主幹雑誌「社会主義」の影響をあげており、第二グループは六人で、「内村鑑三と聖書」、「キリスト教の教え」、「戦争」、「木下尚江（キリスト教社会主義者）」、「社会主義の研究に熱心だった父や友人」、「自然科学の研究」を夫々にあげている、その他のグループの場合も同様少数であるが、そこに共通してあげられているのは、聖書、内村鑑三、（その他に矢内原忠雄、等無教会のある指導者）吉野作造の民主主義思想、（一人だけ）社会主義思想（書物）、或は、ホーリネスの中田重治『聖書より見たる日本』⁽¹³⁾（これも一人だけ）もあげられているが、教会或は、教会指導者の影響といふのは一二名だけである。教団の教会所属者が回答者の大部分を占めていることを考へる時、その数の占める比重は他の教派、或は、キリスト者グループ所属者のそれに比して非常に小さい。これは、日本の教会の考えなくてはなら

第6表 日常生活における道徳的・倫理的規準への修身の影響

世代別グループ		1	2	3	4	5	6
影響							
あつた	全面的に	$\frac{4}{22}$	$\frac{6}{29}$	$\frac{3}{20}$	$\frac{3}{29}$	$\frac{2}{20}$	$\frac{4}{11}$
	部分的に	$\frac{15}{22}$	$\frac{20}{29}$	$\frac{15}{20}$	$\frac{20}{29}$	$\frac{15}{20}$	$\frac{4}{11}$
ない		$\frac{3}{22}$	$\frac{3}{29}$	$\frac{2}{20}$	$\frac{6}{29}$	$\frac{3}{20}$	$\frac{3}{11}$

ない一つの反省課題ではないかと思う。

七〇

b 国定教科書の修身と日常生活における道徳的倫理的基準との関係

（後述するように、時代により性格に幾分の変化はあるが）の修身は、聖書を基準として生きている筈の日本のキリスト者が、日常生活における道徳的、倫理的基準を形づくる上に、果して力があったのであろうか？ 第6表はこの問題に関するキリスト者自身の評価を示すものである。これによると、六つの世代をつらぬいて共通していられるることは、部分的影響があつたというものが多数を占めていることである。全面的に影響を受けたというのも少數ながら各世代にある。なかつたと云う者の数は決して多くない。

更に、その考え方には変化があったか？ の問い合わせている者は右回答者中 $1\frac{1}{2}$ 乃至 $1\frac{1}{4}$ である。そのうち、全部変つたというのは、第五、第六のグループに割合多く、（第一—四グループの場合は一部分変つたというもの多し）その時期は入信時よりも敗戦時が多い。しかも、考え方には変化のあった人たちのうち、第一—五グループを通じて敗戦（終戦）を既にキリスト教信者として迎えているものが多い。（第六グループのような戦後派は、敗戦で考え方が変

り、その後、入信しているのが多い。）全般的に見て、天皇制に関する考え方において、キリスト教への入信がもち来らせた意識の変化よりも、敗（終）戦のもたらした変化の方が遙かに大であることは、注目すべき事実である。これは、今次の敗戦の経験とその後の民主化が日本人のものの考え方、特に、教育勅語や修身教科書によって鋤出されて来た意識に非常に大きな変化をもち来らせたことを物語るものであるが、同時に、これは、日本人がキリスト教に入信することが、従来、こうした天皇制的、國家主義的倫理観との関係で矛盾に苦しみ、対決を迫られるというような、出来ごとではなかつたことを物語る一つの材料だとも云えよう。

c 国定教科書との対応

以上、天皇制に関するキリスト者の意識が時代の相違によつて最も大きな、特色ある相違を示すことが明らかとなつた。従つて、明治以来の日本の教科書、特に、国定教科書の性格の推移が、本調査で用いた分類による六つの世代の意識の推移とどのような対応を示すかということをも簡単に見ておきたいと思う。唐沢富太郎『教科書の歴史』の時代区分（同書第三六表七四〇頁）により、本調査の六つの世代が主として小学校教育において、どの教科書で教育されたかということによつて対応して見ると第7表のようになる。

『教科書の歴史』の時代区分によつてみると、本調査の第一、第二の世代は、天皇制の興隆期の人間であり、「孝は徳のもとなり」（儒教主義濃厚の教科書）及び、「てんしきまをたふとむべし」（国家統制強化時代の教科書）の教育を受けた「明治の人々」である。「くにのためにはみをもわすれよ」（『小学修身経』巻一明治二六年）と教えられ、「上に万世一系の天皇あり、下に千古不易の臣民あり、天皇は臣民を子の如くいつくしみたまひ、臣

(『教科書の歴史』第三六表「教科書と世代」に基く)

七二

第7表 『教科書の歴史』時代区分と本調査六つの世代との対応

本 調 査 世 代 別 グ ル 一 代 別 ル	出生年		年齢 昭和三十 一年現在	使用教科書及び性格、卷頭の句
	出	生		
第一の世代 6 27	(1) 明治七一一二年		七七一一八二歳	儒教主義濃厚の教科書(明治一三一一九年) 「孝は徳のもとなり」「(小学修身書)」
第二の世代 21 27	(2) ハ一三一三〇年		五九一一七六歳	検定教科書(明治一九一三六年) (国家統制強化時代の教科書) 「てんしさまとたふとむべし」「(小学修身經)」
第三の世代 16 21	(3) ハ三一―三六年		五三一一五八歳	一期国定教科書(明治三九一四二年) (資本主義興盛期における比較的近代的教科書) 「イ・エ・ス・シ」(墨色表紙)
第四の世代 11 30	(4) ハ三七一四三年		四六一一五二歳	二期国定教科書(明治四三一大正六年) (日露戦争後家族国家倫理に基づく教科書) 「ハタ・タコ・コマ」(墨色表紙)
第五の世代 5 30	(5) ハ四四一昭和元年		三〇一一四五歳	三期国定教科書(大正七一昭和七年) (第一次世界大戦後大正デモクラシー期の教科書) 「ハナ・ハト・マメ・マス」(灰白色表紙)
第六の世代 19 30	(6) 昭和二一九年		二三一一二九歳	五期国定教科書(昭和八一五年) (満洲事変後ファシズム抬頭期の教科書) 「サイタ・サイタ・サクラガ・サイタ(セピア色表紙)
(7) 一〇一一四年			一七一一二一歳	「アカイ・アカイ・アサヒ・アサヒ」

の時代崩壊とその軍國主義

民は天皇を國の御親と尊びたてまつり…つねに天皇陛下の御為に、この國を護りて、益々この國の隆昌ならんことを心がけざるべからず」（同卷四第三九課）とミリタリズムとナショナリズムを學校において教えこまれて來た世代が、本調査において、他のどの世代よりもきわ立って強く、天皇制の本質を伝統的、情緒的存在と判断し、教育勅語をキリスト教の立場より肯定し、キリスト教信仰と忠君愛国とが調和すると答え、天皇制を支持し肯定している。このように、教科書の傾向と世代の意識とが一致を示していることは興味ぶかい。そして、「明治の余光を受けた人々」即ち、天皇制の定着期の人間である第三、第四の世代がその傾向を大分弱めた姿においてではあるが、継承しており、しかも、資本主義興盛期における比較的近代的教科書（一期国定教科書）の用いられた第三世代において、その明治的傾向が多少弱化し、日露戦争後の改訂された家族国家倫理に基づく教科書（二期国定教科書）の教育を受けた第四の世代において國家主義的傾向がも一度強まるのが見受けられる。この時期の教科書は穂積八束らの指導のもとに改訂されたものであつて、忠君と愛国との一元化によつて、家族国家倫理の徹底をはかると共に、封建的家族倫理を強調するものであつた。（『教科書の歴史』の時代区分によると、本調査の第四世代の半分以上が大正デモクラシー期に属することになるのであるが¹⁴）。

大正デモクラシーの教科書で育てられた世代は、「これまでの陰うつな黒色の表紙から、比較的に穏やかな灰白色に変つた三期の教科書、第一次世界大戦後の國際協調の時代の空氣を反映して、比較的に近代的、國際協調的な要素が強く溢れていた教科書、児童中心とか生活中心だとかの自由主義に基づき、自由画、自由題の作文、童謡など、進歩的な新教育運動の時代に於いて育てられてきたのである。」この世代に主としてあたる本調査の第五の

世代は戦時中の暗黒時代に青年期を持つた後、迎えた戦後のデモクラシーになつかしい安堵を覚えたと云えようが、この世代が、それ以前の世代とは明確な一線を劃して天皇制に関する考え方、批判的傾向を示している。そして、既述のように、天皇制を鋭く批判し、その本質を根本的に分析しようとしており、その態度は、昭和生れの次の世代よりも、より根本的である。

教科書のみが人間の意識を規定するものでは勿論ない。しかし、小学校（尋常科、高等科）時代にきざみこまれる教科内容は、その後の青年期、壮年期を通しての読書や家族や尊敬する人や新聞、雑誌、ラジオその他社会全般の風潮によって育成されるものの基盤をなし、人間の意識を形づくる重要な要素の一つだと云えると思うが、本調査において、世代による意識の特色をみる時、各時代の教科書の傾向と世代の傾向とが符合することが見られるのである。「天皇制」ということに関しては、キリスト教という一つの信仰を信じるか否かよりは、教科書によって代表される国家の国民教育の方針及び、その時代の風潮がより決定的な影響を日本のキリスト者の意識に与えて来たのではないかということがこの調査を通して感じさせられることである。

五 あとがき

— 残された問題 —

本調査は、天皇制に関する日本キリスト者の意識を究明するにあたっての、一つの小さな基礎的準備にすぎない。もっと広範囲のキリスト者に対する調査又は個々のキリスト者に対する精密な調査を行う必要があることは

云うまでもないが、この小さな調査を通して明らかになつた一つの問題は、日本のキリスト者の意識（ことに、天皇制に関する意識という面から見た）は、他のいかなる要素によるよりも国家教育、及び、社会の発展に伴う時代思潮の影響を最も大きく受けて形成されて来たということである。明治時代の前期においては日本人のふところに新しい意識をふきこむ価値革命的な教えであり、エトスであったキリスト教が、近代日本の教会史、及び、指導的キリスト者の思想を通して見る時、国教論争（教育と宗教の衝突論争）を境にして、天皇制国家の権力のもとに牙を折られて、だんだんにおとなしくならされて来たのではないかと考えさせられるものが、その時代を通して育てられて来た一般キリスト者たち（現在指導的立場にある人たちも当時は青少年であった）の意識において、戦後の今日、尚明らかに見られることは、日本のキリスト者の信仰の質の再検討、日本の精神的伝統とキリスト教信仰との出あい方、対決の仕方、精神的伝統への福音の真理の浸透の仕方の問題を根本的に検討することの必要を指摘するものではないかと思う。丸山真男氏はコミュニケーションの戦時中の「抵抗」の評価と、その「責任」について述べ、次のような点を指摘しておられる。「幅広い抵抗の組織をつくる歴史的可能性がなかつたのではないか……（それは）一般論としてはその通りだと思います。しかし、それには二つのことを附け加えておきたい。第一に如何なる時期に歴史的可能性が失われたかということの確定が大事です。……もし終始歴史的可能性がなかつたということなら、それを裏返していえば、……当時の現実のなかで歴史をつくる積極的な力としては殆んど無に等しかつたということにならないか。」（「戦争責任について—総会における討論」の内より、—『思想の科学』会報16）。この問題点—「抵抗」の客観的条件と主体的条件の確立—は日本の思想的風土に回心を迫る

革命的思想としてのキリスト教の歴史的評価に当つても、同じく適用されうるようだに思う。そういう観角から、思想史的分析が単なる抵抗や妥協の価値評価に止らず、客観的に押しすすめられねばならない。(丸山氏の二つの問題点を適用するについては、その線に沿つて、更に問題設定を具体化する必要があるが、今はふれない。)

本調査において、天皇制に関するキリスト者の意識に、伝統主義的タイプと共存的タイプと対決的タイプの三つが見出せることをさきに述べたが、日本のキリスト者の意識の特色を問題にするためには、共存的タイプと対決的タイプとの関係において、この問題を考える必要があると思う。共存的タイプは既述のように本調査によつてみると圧倒的に多く、「日本のタイプ」とも呼ぶべきものだと思うが、この共存的タイプは(1)媒介的肯定型、即ち現状維持の妥協型と(2)内側を通つて越えてゆこうとするところの、いわば、内在的克服型とも云うべき媒介的否定型との二つに分れる。前者は伝統主義に立つものであり、信仰は伝統主義にのみこまれてしまふ傾向にあり、後者は巨大な魔物としての国家権力の本質を知る故に、性急な自滅を警戒して、歴史の現実にもぐり、内在化しつつだんだんにその心臓に浸透して克服してゆく道を追求するのであるが、うつかりすると、もぐったまま終る危険性がはらまけている。共存的タイプにはこうした二つの可能性、二つのタイプが含まれていると云えよう。

他方、対決的タイプは老年層には少く、青年層になるほど多くなるのであるが、これは、(1)信仰によってといふよりは、近代主義による天皇制批判を行う觀念型と、(2)信仰の本質と矛盾するという立場から否定し、対決するところの信仰的実践型（この型を基盤としてその中に(1)の型が含まれている場合もある）との二つに分れる。

青年層に見られる対決型には、前者の觀念型が案外多く、戦後の日本社会に一般化した近代主義的、乃至、社会主義的社会意識を外からの源動力としている場合が多いのではないかという印象が強い。この場合、信仰の質そのものによるよりも、外からの規制が意識の特色の決定要因になるというの意味では、伝統主義をのみ込んだ共存的タイプの古い世代と案外変らない意識形態を持つてはいるではないか。他方、古い世代から若い世代にいたるまで、少數ながら見出される信仰的実践型こそ、純粹な福音の真理の正しい把握と良心的な生活態度の故に、信仰の本質と矛盾対立する偶像的権威と対決せざるを得ないのであるが、これはうつかりすると、性急な自滅に導く危険がある。問題は、共存的タイプの中の媒介的否定型即ち内在的克服型と、対決的タイプの中の信仰的実践型とをどう結ぶかが、将来にむかっての日本キリスト者の重要な課題だと思う。

日本の精神的伝統の特色と、それとキリスト教信仰との出あい方、対決の仕方の問題は、こうした日本のキリスト者の意識の問題との重なりにおいて究明されなくてはならない。紙面の制約上、ここにはこれ以上この問題を取扱うことは出来ないが、それは改めて取上げなくてはならない問題である。それは、本調査によって堀り出された日本キリスト者の意識のタイプを代表する典型的個人を設定し、その思惟構造を分析することによってなしごれられねばならない残された課題である。

註 1 中村元『東洋人の思惟方法』第二部

2 和辻哲郎『尊皇思想とその伝統』二三六頁所引。

3 内村鑑三の不敬事件につづく、井上哲次郎その他国家主義者、及び仏教徒と、キリスト者との間に行われた論争。『ICU教育研究』第一号所載の拙論、『日本におけるキリスト教教育原理の問題の一齣』参照。

- 4 『現代宗教講座』(創文社)第五卷『日本人の宗教生活』所載。
- 5 『現代宗教講座』(全右)第六卷、『現代日本の精神状況』座談会記事、五六頁。
- 6 全右、七五——六頁。
- 7 マックス・ウェーバー『權力と支配』Max Weber: "Die Typen Der Herrschaft" in "Wirtschaft und Gesellschaft" 浜島朗訳 八一九頁
- 8 全右 1111頁
- 9 本多庸一は明治四十年十一月二十八日草した「恭しく天皇節を迎ふ」の文中に、「十一月三日は正に近づけり、是れ我が大和民族の史乘中比類なき大業を成就し、光輝を八紘に照らし給へる 明治天皇陛下の天長節を祝すべしとなり。生れて明治の日本人たる者、誰か其の幸運にして此の佳節を祝すの光榮を喜ばれぬものあらんや。而して其の中に一団の結社に属するものにして、他に異なる趣味を懷き深く慶祝の誠意を表すべし者あるを信ず。其は即ち他人にあらず、本年六月を以て年来の宿題を貫徹し、左の一ヶ条を宗教個条の一に加へて其の立場を標榜せる日本メソヂスト教員こそ即其の者なれ。」と云つて、この第十六条の文章を記している。
- 10 ひの外に『ICU教育研究』第一号所載拙論参照)
- 11 戦後、文部大臣、及び、文部委員長の地位にあつた田中耕太郎氏は個人的には教育勅語の内容は、自然法の原則に基いたものと確信しておられるが、これが日本国民の教育の唯一の根本とされ、しかも、現世の王権者である君主の命令という形式によって与えられていることは誤りだとして、勅語からこうした優先的地位を奪つて一つの歴史的ドキュメントとするためにその無効化に努力され、参議院では既に無効が認められていた後、司令部より教育勅語無効の宣言をせよとの要求があり、衆議院ではその決議をし、参議院では再確認した。(田中氏談)
- 12 「みくに」運動は本文にも記したように、今泉源吉、福元利之助の両氏の指導によつて行われたが、昭和一〇年一月より雑誌『みくに』(主筆今泉源吉)をみくに社より発刊、「皇國即ち神國」の主張を以て、彼らの思想運動を開

始した。「教育勅語と基督教」の関係を積極的に説き直し、勅語は聖靈の感動によつたものと云い、十字架の血に償われた皇道としての「皇道の大義」を説き、「神ながらの道」からキリスト教がもつと謙虚に学ぶべきであり、神社の尊厳をも再確認して神社参拝ももつと積極的に行うべきことなどを主張しつづけている。更に、東大の矢内原教授の反戦思想の故の退職問題も、猶太思想が基督教の仮面をかぶつて働きかけていたものであり、京大の滝川事件も津田左右吉博士の論文などもすべて同様の危険思想として、論じている。(『思想的聖戦に立つ』その他)。また、皇軍の本質を神祕化し、日支事変も国民の心が一つになつて皇室へと燃え上る国家的リバイバルだとして戦争を積極的に肯定し、昭和一三年に端を発する賀川豊彦氏との意見の相違は、昭和一七年一〇月、一一月とつづいて、雑誌『みくに』の『賀川豊彦氏の思想批判特輯号』『全第二特輯号』となつてあらわれ、その平和主義、世界主義、圧えられたものの解放思想などを、第五列的存在、大義を率るものとして痛烈に叩いている。

『みくに』運動は、日本キリスト者の超國家主義との同調の最極端の場合を示すものと云えよう。尚雑誌『みくに』は山梨大学教授大内三郎氏の御厚意により、義巻孝之氏より拝借した。入手しがたい資料をお貸し下さった両氏の御厚意に対する感謝を附記したいと思う。

13 ホーリネスの指導者、中田重治著『聖書より見たる日本』(昭和八年一月一日発行、ホーリネス教会出版部刊は、猶太人と日本人との特種な関係を説き、日出る所より登る天使としての日本を通して神の救いが実現するという様な主旨の書物。このような書物さえもユダヤ主義の成就(即ち、イスラエルを中心とした天国である聖國^{みくに}の到来)への確信と、それを終末論的に唯祈つて待つの思想が非國家主義と見なされ、他のホーリネス関係の書物と共に發禁になつた。

14 唐沢富太郎『教科書の歴史』七四五頁